

低所得で生計困難な方に対し、介護保険サービスを提供する 社会福祉法人が利用者負担を軽減します。

介護保険サービス低所得者利用者負担軽減措置事業（社会福祉法人等による利用者負担軽減）

軽減対象要件・・・次のいずれにも該当する方を対象としています。

- （１）市民税非課税世帯であること
- （２）年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- （３）預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- （４）負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- （５）介護保険料を滞納していないこと

対象費用と軽減率

利用者負担（食費、居住費含む）を25%軽減します。（老齢福祉年金受給者は50%軽減）

※生活保護受給者については、ユニット型個室・ユニット型個室的多床室・従来型個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）に係る利用者負担の全額を軽減します。

認定申請（更新）手続き・・・軽減認定の新規申請の手続きは次のとおりです。

- ①長寿いきがい課から申請書類の様式（申請書・年金収入等申告書）を受け取り、必要事項を記入します。
- ②申請書・年金収入等申告書に収入額のわかる書類（通帳、年金振込通知書、給与明細書などコピー可）を添付して、長寿いきがい課へ提出します。
申請は、本人や家族の依頼を受けた施設職員等が代行することもできますが、収入や資産等の個人情報を取り扱いますので十分ご配慮ください。
- ③申請書類を審査し、要件に該当する場合は、社福軽減の「確認証」を市から送付します。

※「確認証」を、サービスを提供する社会福祉法人に提示することにより、利用者負担が軽減されます。
※毎年8月1日に確認証の切り替え（年度更新）を行います。

【問い合わせ先】

能代市市民福祉部

長寿いきがい課介護保険係

電話：89－2157

☆裏面に軽減実施事業所の一覧を載せていますのでご覧下さい。